消防専用電話装置仕様書

第　1

1．目　　的

この仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が、平成２０年度において安房郡市消防本部（館山消防署　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）に設置する消防専用電話装置（以下「無線機」という。）について必要な事項を定めたものである。

2．法令の遵守

この無線機は、補助事業を対象とするので総務省型式検定合格品であって、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和２９年５月１０日総理府告示第４８７号）第４条消防専用電話装置の規格に適合し、消防防災等設備整備費補助金交付要綱に定める規格に適合する旨、消防庁長官が確認したものでなければならない。

3．手　　続

受注者は、電波法に定められた手続きに従い申請から引き渡しまで一切を代行しなければならない。（費用はすべて受注者負担）

4．検　　査

総務省の行う検査に合格し、かつ組合の次に掲げる検査に合格しなければならない。検査の結果、不合格と認められた箇所については、すみやかに修復のうえ再検査を受けるものとする。（これら一切の費用については受注者負担）

(1)　員数及び外観検査
(2)　機器取付検査
(3)　機能検査

5．提出書類

無線機の受注者が納入に際し、組合に提出する書類は次のとおりとする。

(1)	無線局免許状	1部
(2)	無線機器型式検定合格証書	1部
(3)	試験成績書	2部
(4)	無線検査簿	1部
(5)	取扱説明書	3部
(6)	その他当組合が指示するもの	

６．疑　　義

この仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた事項については、すみやかに当組合（消防本部警防課）と受注者が協議の上決定する。

なお、本仕様書に明記なくとも外観、機能，構造上当然必要と認められるものは、組合（消防本部警防課）の指示に従い、本契約範囲内で施行すること。

７．保　　証

当組合の検査合格後、保証期間は１年間とすること。

当該期間内に発生した故障事故については、無線機関連機器の修理及び交換はすべて受注者の負担とする。また前記期間を過ぎた後においても、明らかに受注者の責任によるものと認められるものについては双方協議のうえ、無償修理を行わせることがある。

８．着工前の打合せ

契約した時点で、工事着工前に消防本部(消防本部警防課)と打合せを行うこと。

第　２

１．規　　格

(1)	周波数範囲	１４０及び１５０MHZ帯
(2)	電波型式及び出力	Ｆ３Ｅ　１０Ｗ
(3)	通信方式	単信方式
(4)	電源電圧	ＤＣ13.8Ｖ±10%の範囲内
(5)	チャンネル数	１波～８波
(6)	使用温度範囲	－１０°Ｃ～＋５０°Ｃ

２．概　　要

(1)　無線機は車両専用型とし、保守等の際はワンタッチで取り外しできるものとして、震動、障害等を考慮すること。

(2)　指定周波数については、次のとおりとし実装すること。

①　１ＣＨ　１５１．５７ＭＨＺ　市町村波
②　２ＣＨ　１５２．８１ＭＨＺ　県　　波
③　３ＣＨ　１５０．７３ＭＨＺ　全国波１
④　４ＣＨ　１４８．７５ＭＨＺ　全国波２
⑤　５ＣＨ　１５４．１５ＭＨＺ　全国波３

(3)　無線機はＩＣを採用し全トランジスタ化された防滴・防塵構造のものとする。
(4)　構造は送受信部、電源部、制御部が同一筐体に収容され、アルミダイキャスト（またはこれにかわるもの）を使用した堅ろう、かつ小型軽量のものとする。
(5)　空中線は1/4波長のホイップアンテナ(スプリング)とする。
(6)　ＤＣ．ＤＣコンバーターを取り付ける。

第　3

機器構成（付属品含む）

機　　器　　名	数　　量	備　　考
無線機本体	１台	車載用　１０Ｗ　富士通ゼネラル
無線器取り付け金具	１式	
空中線	１本	1/4波長ホイップアンテナ (スプリング付)
空中線ケーブル	１組	接栓含む
送受話器	１式	車載用
車外無線送話器	１式	車両左右側面及びはしご基部操作台 ハンドマイク型
スピーカー	１式	スピーカー取り付け金具及び 配線を含む
電源ケーブル	１組	ヒューズ及びソケットを含む
予備パイロットランプ	現用の３倍	
予備ヒューズ	現用の３倍	
調整棒	１組	
通話切替器	１個	無線器本体付近に取り付け
遠隔無線装置用ケーブル	必要数	
ＤＣ．ＤＣコンバーター	１個	